

テック調剤薬局 浜田店 の掲示事項

当薬局は、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則に従い、以下の掲示を行っております。

■ 調剤基本料について

当薬局は、調剤基本料 2（30 点）を算定しています。

複数の保険医療機関から同時に受け付けた場合、2 回目以降の基本料は所定点数の 100 分の 80 で算定します。

■ 地域支援・医薬品供給対応体制加算について

当薬局は、以下の基準を満たし、地域支援・医薬品供給対応体制加算 4（37 点）を算定しております。

《施設基準》

- ・ 十分な数の医薬品の備蓄、周知（医療用医薬品 1200 品目）
- ・ 薬局間連携による医薬品の融通等
- ・ 医療材料及び衛生材料を供給できる体制
- ・ 麻薬小売業者の免許
- ・ 取り扱う医薬品に係る情報提供体制
- ・ 調剤室の面積が 16 平方メートル以上確保（令和 8 年 6 月以降に開設・改築・増築する場合のみ適応）
- ・ 平日は 1 日 8 時間以上、土曜または日曜のいずれかに一定時間以上開局、週 45 時間以上の開局
- ・ 休日、夜間の開局時間外の調剤・在宅業務に対応できる体制
- ・ 当薬局を利用する患者からの相談応需体制
- ・ 夜間・休日の調剤、在宅対応体制（地域の輪番体制含む）の周知
- ・ 診療所又は病院及び訪問看護ステーションと円滑な連携
- ・ 保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・ 在宅薬剤管理の実績 24 回以上
- ・ 在宅に係る研修の実施
- ・ プレアボイド事例の把握・収集
- ・ 医療安全に資する取組実績の報告
- ・ 副作用報告に係る手順書を作成
- ・ かかりつけ薬剤師が服薬管理指導を行う旨の届出
- ・ 患者毎に服薬指導の実施、薬剤服用歴の作成
- ・ 管理薬剤師要件（薬局経験 5 年以上、常勤、当該薬局在籍 1 年以上）
- ・ 研修計画の作成、学会発表などの推奨
- ・ 患者のプライバシーに配慮、椅子に座った状態での服薬指導
- ・ 一般用医薬品及び要指導医薬品等（基本的な 48 薬効群）の販売
- ・ 健康相談、生活習慣に係る相談の実施
- ・ 緊急避妊薬の調剤又は販売を含む女性の健康に係る対応

- ・ 当薬局において敷地内禁煙
- ・ たばこの販売禁止
- ・ セルフメディケーション関連機器を3つ以上設置
- ・ 薬事未承認の研究用試薬・検査サービスを提供していない

■ 連携強化加算について

当薬局は、災害や新興感染症等に対応するため、以下の体制を整えております。

《施設基準》

- ・ 都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けていること
- ・ 感染症対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を実施
- ・ 個人防護具を備蓄
- ・ 新型インフルエンザ等感染症等の発生時等において、要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症等の発生等がないときから整備し、これらを提供している
- ・ 自治体等からの要請により、避難所・救護所における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制が整備
- ・ 災害対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を実施
- ・ 災害や新興感染症発生時における薬局の体制や対応について、それぞれの状況に応じた手順書等の作成
- ・ 情報通信機器等を用いた服薬指導を行う体制が整備されていること
- ・ 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売、検査キット（体外診断用医薬品）の取扱い

■ バイオ後続品調剤体制加算について

当薬局は、バイオ医薬品の適切な保管及び患者への適切な説明が可能であり、バイオ後続品の調剤を行うため、以下の体制を整えております。

《施設基準》

- ・ 当薬局内で調剤したバイオ後続品のあるバイオ医薬品の規格単位数量及びバイオ後続品の規格単位数量について、成分ごとに合算し、これに占めるバイオ後続品の規格単位数量の割合が80%以上となる成分の数が、当薬局において調剤実績のあるバイオ医薬品の成分数の60%以上であることが望ましい
- ・ バイオ後続品の調剤を積極的に行っている旨を当該保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示すること

■ 無菌製剤処理加算について

当薬局は、注射剤薬等の無菌的な調剤を行うために必要な体制を整備しております。

《施設基準》

- ・ 2人以上の薬剤師（1名以上が常勤の保険薬剤師）が勤務している
- ・ クリーンベンチを備えている

■在宅薬学総合体制加算 1 について

当薬局は、在宅医療の充実に向け注力しており、開局時間外であっても在宅患者様の体調急変に対応できる体制を整えております。

《施設基準》

- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出
- ・ 在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績（48回以上/年）
- ・ 開局時間外における在宅業務対応（在宅協力薬局との連携含む）
- ・ 在宅業務実施体制に係る地域への周知
- ・ 在宅業務に関する研修（認知症・緩和医療・ターミナルケア）及び学会等への参加
- ・ 医療材料及び衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者の免許の取得
- ・ 服薬管理指導料の「注 1」に規定する服薬管理指導を行う旨の届出

■電子的調剤情報連携体制整備加算について

当薬局は、マイナ保険証の利用促進や電子処方箋・電子カルテ情報共有サービスの活用など、医療DXに係る取り組みを以下のとおり実施し、質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

《施設基準》

- ・ オンラインによる調剤報酬の請求
- ・ オンライン資格確認を行う体制・活用
- ・ 電子処方箋により調剤する体制
- ・ 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制
- ・ 電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報活用する体制
- ・ マイナ保険証の利用率が一定割合以上
- ・ 医療DX推進の体制に関する掲示
- ・ サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

当薬局は、オンライン資格確認システムを導入しております。

- ・ 患者さまにご同意いただいたうえで、診療歴や服用薬、特定健診の結果などの診療に必要な情報を同システムを通じて確認・活用し、適切な調剤を行っております。

- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用の推進や、電子処方箋・電子カルテ情報の共有サービスなど、デジタル化による医療の質の向上にも積極的に取り組んでおります。

■ 調剤管理料について

当薬局は、患者さまやご家族から伺った投薬歴や副作用・アレルギーの有無、服薬の状況、お薬手帳の情報、医薬品リスク管理計画（RMP）などをもとに、薬剤師が薬学的に分析・評価を行います。

その上で、患者さま一人ひとりに適した薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を実施しています。

必要と判断される場合には、処方内容について医師へ提案を行うこともあります。

■ 服薬管理指導料について

当薬局は、患者さまごとに作成した薬剤服用歴をもとに、処方されたお薬に重複や相互作用、アレルギーのリスクがないかを確認しています。

その上で、薬剤情報提供文書を用いて、お薬の正しい服用方法や注意点についてご説明しています。

また、お薬をお渡しする際には、患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の有無などを確認しながら、適切にお薬を使用していただくために必要な情報を丁寧にお伝えしています。

薬をお渡しした後も、服薬中の体調の変化や服薬状況について継続的に確認を行い、必要に応じて追加の説明やアドバイスを実施しています。

当薬局は、患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかっている場合でも使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

《施設基準》

- ・ 保険薬剤師の経験 3 年以上
- ・ 週 31 時間以上の勤務
- ・ 当薬局へ 6 ヶ月以上の在籍
- ・ 研修認定薬剤師の取得
- ・ 医療に係る地域活動の取組への参画

■ 特定薬剤管理指加算 2 について

当薬局は、抗がん剤注射による治療を行う患者さまに対して、治療内容を把握し処方医との連携のもと、副作用の確認等のフォローアップを行います。

《施設基準》

- ・ 保険薬剤師の経験 5 年以上の薬剤師が勤務
- ・ 患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制

- ・ 麻薬小売業者免許の取得
- ・ 医療機関が実施する化学療法に係る研修会への参加（年 1 回以上）

■ 在宅患者訪問薬剤管理指導料

当薬局は、患者さまのご自宅等を訪問し、薬剤の管理・服薬指導等を行います。

■ 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算について

当薬局は、医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅患者に対して、注入ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理および指導を行います。

《施設基準》

麻薬小売業者の許可および高度管理医療機器等の販売の許可を受けている

■ 在宅中心静脈栄養法加算について

当薬局は、在宅中心静脈栄養法が行われている患者に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理および指導を行います。

《施設基準》

麻薬小売業者の許可および高度管理医療機器等の販売の許可を受けている

■ 明細書の発行体制について

当薬局は、医療の透明性を大切にし、患者さまへ積極的に情報をご提供するため、領収証とあわせて「調剤報酬の算定項目が記載された明細書」を無料でお渡ししております。

- ・ 医療費の自己負担がない公費負担医療の方につきましても、ご希望があれば明細書を無料で発行いたします。
- ・ 明細書には調剤に使用されたお薬の名前や服用量などが記載されております。
- ・ ご家族など代理の方が会計される場合も同様の明細書をお渡しすることになりますので、明細書の発行を希望されない場合はお手数ですが会計時にお知らせください。

■ 夜間・休日等加算について

当薬局は、平日 19:00 以降、土曜日 13:00 以降、日曜・祝日に受付・調剤した場合は「夜間・休日等加算」の算定対象となります。

■療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱い

当薬局は、必要に応じて薬剤の容器代をご負担いただきます。（令和 7 年 10 月 1 日より）

【対象容器】

- ・水剤・軟膏容器 … 1 個 30 円
- ・スポイト…1 本 20 円
- ・点鼻容器…1 個 60 円

■長期収載品の調剤について（選定療養費制度）

当薬局は、2024 年 10 月 1 日より、一定の条件を満たす長期収載品（特許期間を終了した医薬品）を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」を負担する必要があります。

■オンライン服薬指導の実施について

当薬局は、患者さまが安心して治療を継続できるよう、薬局での服薬指導に加えてオンラインでの服薬指導にも対応しております。

オンライン環境を活用することで、来局が難しい場合でもご自宅等から薬剤師と面談し、服薬説明・相談を受けることが可能です。

詳しくは実施方針をご覧ください。

▶オンライン服薬指導実施の実施方針

オンライン服薬指導実施のお知らせ

テック調剤薬局では、患者さまが安心して治療を継続できるよう、薬局での服薬指導に加えてオンラインでの服薬指導にも対応しております。

オンライン環境を活用することで、来局が難しい場合でもご自宅等から薬剤師と面談し、服薬説明・相談を受けることが可能です。当サービスの実施方針は以下のとおりです。

1. オンライン服薬指導の実施時間 オンライン服薬指導は薬局営業時間内で予約制にて実施しております。実施枠や予約方法については、店舗スタッフまでお気軽にご確認ください。
2. 利用方法 パソコン・スマートフォン・タブレット等のビデオ通話機能を用いて実施します。操作や利用に不安が

ある場合も、事前にご説明いたします。

3. お薬のお受け取りについて ご利用のシステムやお薬の種類によって配送方法が異なります。配送費用は患者さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
4. 費用のお支払い方法 お薬代・配送費等のお支払い方法は、クレジットカード決済・代金引換サービスなど店舗により異なります。詳細はご利用の店舗スタッフにてご案内いたします。
5. オンライン服薬指導を実施できない場合 薬剤師がオンラインでの対応が適切でないと判断した場合、対面の服薬指導へ切り替えをご提案することがあります。また、ご本人との意思疎通が困難な場合には、ご家族など代理の方に服薬指導を実施することが可能です。
6. 情報保護について 当薬局では、患者さまのプライバシー保護を最優先に、外部からの視線・音が届かない場所でオンライン服薬指導を行います。

また、医療情報の安全管理に関するガイドラインに沿ったシステムを採用し、情報管理を徹底しております。

患者さまにおかれましても、ご自宅やオフィスの会議室などプライバシーが確保できる環境でのご利用を推奨いたします。

なお、患者さま側の通信環境等に起因する情報漏洩につきましては、当薬局では責任を負いかねますのでご留意ください。

令和7年12月1日

有限会社テック

■ 取扱いのある医療保険及び公費負担医療

- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
→結核患者の適正医療
- ・ 障害者自立支援法
→精神通院医療・更生医療・育成医療
- ・ 児童福祉法
→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- ・ 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- ・ 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- ・ 生活保護法による医療扶助
- ・ 労働者災害補償補保険

■ 訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中のため通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服用指導および管理のお手伝いをさせていただきます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。

※医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

1. 介護保険の方

(居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導)

- ・ 同一建物居住者以外（戸建てなど）： 518 単位／回
- ・ 同一建物居住者（集合住宅など）： 2～9 人の場合： 379 単位／回
10 人以上の場合： 342 単位／回
- ・ 中山間地域等における小規模事業所加算： 所定単位の 10/100

備考： 1 単位 = 10 円。自己負担が 1 割の場合は「10 単位 = 10 円」、3 割の場合は「10 単位 = 30 円」となります。自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

2. 医療保険の方

（在宅患者訪問薬剤管理指導）

- ・ 同一建物居住者以外（戸建てなど）： 650 点／回
- ・ 同一建物居住者（集合住宅など）： 2～9 人の場合： 320 点／回
10 人以上の場合： 290 点／回

備考： 1 点 = 10 円。自己負担が 1 割の場合は「10 点 = 10 円」、3 割の場合は「10 点 = 30 円」となります。自己負担率により金額が変わります。また、麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。